平成２４年（フ）第６１号
鳥取県米子市陰田町615番地１
破産者　ゴルフシティなつ有限会社
１　決定年月日　平成25年５月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１４２号
岡山市南区築港栄町５―38、商業登記簿上の本店所在地岡山市南区市場１丁目１番地
破産者　株式会社アヤ商店
１　決定年月日　平成25年５月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９号
福岡県大牟田市上町２丁目６番地の９
破産者　株式会社島屋
１　決定年月日　平成25年５月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所大牟田支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１３６号
千葉県袖ケ浦市今井１丁目６番地サンパレス今井204号、開始決定時の住所千葉県袖ケ浦市代宿85番地100
破産者　切替　　清
１　決定年月日　平成25年５月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第２８４０号
北海道浦河郡浦河町旭町５番地の２
破産者　澤谷　哲明
１　決定年月日　平成25年５月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６５号
北海道帯広市西23条南１丁目36番地　アイハラマンション１―Ｄ号室、申立時の住所北海道紋別郡興部町字興部205番地
破産者　大坂　隆臣
１　決定年月日　平成25年５月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６９２号
愛知県あま市西今宿六反地五117番地　ラポール加藤305号
破産者　西川　幸子
１　決定年月日　平成25年５月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１６２号
京都市北区西賀茂柿ノ木町31番地１
破産者　田中徹太郎
１　決定年月日　平成25年５月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２２２号
岡山県倉敷市酒津2254番地
破産者　木原　安**幸**
１　決定年月日　平成25年５月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１８１号
広島市東区馬木１丁目191番地１　ゆうとぴあ106
破産者　藤元　　淳
１　決定年月日　平成25年５月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３号
北海道中川郡幕別町札内豊町33番地の２エスレイア豊町Ａ、開始決定時の住所北海道札幌市豊平区美園５条８丁目３番21―207号
破産者　武市　篤哉
１　決定年月日　平成25年５月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第４３９号
金沢市本江町１番７号　グランディールⅡ401号、従前の住所金沢市福増町北1211番地
破産者　山岸　尚紀
１　決定年月日　平成25年５月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２２７号
静岡県磐田市西貝塚1418番地１　カーサ西貝102号、破産手続開始決定時の住所静岡県磐田市国府台79番地２
破産者　藤野　晴一
１　決定年月日　平成25年５月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第３０４号
静岡県浜松市浜北区根堅2060番地
破産者　鈴木　邦子
１　決定年月日　平成25年５月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第８０号
鳥取県米子市大工町105番地　市住203号、開始決定時の住所鳥取県米子市長砂町295番地５
破産者　信田　定好
１　決定年月日　平成25年５月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１８４号
徳島県勝浦郡上勝町大字福原字川北29番地３
破産者　横畠　行弘
１　決定年月日　平成25年５月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０号
北海道室蘭市中島町３丁目17番８号、開始決定時の住所北海道室蘭市知利別町２丁目26番15号
破産者　佐々木奈美子
１　決定年月日　平成25年５月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係